

平成30年度の厚生労働省委託事業において、

公的職業訓練に関する職業訓練 サービスガイドライン適合事業所認定

(略称:ガイドライン適合事業所認定)

を実施します。

▶ 制度の趣旨

公的職業訓練と民間教育訓練機関²のマネジメントの質の向上を目的とし、実際に公的職業訓練の質向上に取り組んでいる民間教育訓練機関に対して審査を行い、「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン³」に基づき、ガイドラインに対する適合の可否を認定します。
(以下、「ガイドライン」という)

～ これまでの経緯 ～

平成23年度「ガイドライン」策定

平成25～29年度「ガイドライン」周知・普及

①民間教育訓練機関へ周知

②厚生労働省HPに掲載

③講習会開催・個別相談会開催等

平成28・29年度
「ガイドライン適合事業所認定トライアルテスト」実施

平成30年度より
「ガイドライン適合事業所認定」実施

～ ガイドラインで提示されている指針の概要 ～

- ◆ 職業訓練サービスについて
ニーズ等の明確化・設計・実施・モニタリング・評価
- ◆ 民間教育訓練機関のマネジメントについて
マネジメントシステムの確立・事業戦略及び計画・情報共有・記録及び文書管理・財務管理及びリスク管理・人事管理・人的及び物的資源の管理・見直し及び改善

審査・認定に関する概要は裏面をご覧ください。

【平成28・29年度 トライアルテストに参加された事業者の声】

ガイドラインについて社内で認識あわせができ、公的職業訓練の質を向上するための仕組みを再構築することができた。

公的職業訓練の質の向上を図るために参加し、質を担保する仕組みについて改善点がわかった。

ガイドラインを理解した上でマニュアル(手順)を確立し記録を残すことが重要であると気づくことができた。



平成28・29年度「ガイドライン適合事業所認定トライアルテスト」参加事業者へのヒアリングから得られた意見の一例です。

- 1: 本事業でいう公的職業訓練とは、公共職業訓練のうち委託訓練と、求職者支援訓練を指します。
- 2: 本事業でいう民間教育訓練機関とは、あらゆる規模の民間の組織又は個人で、職業訓練サービスを提供する者を指します。職業訓練サービスの提供に関与する全ての協力者を含みます。
- 3: ガイドラインは厚生労働省により策定され、以下の厚生労働省ホームページよりダウンロードが可能です。
<厚生労働省ホームページ> http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/minkan_guideline.html

お問い合わせ

■本事業受託団体 一般社団法人人材育成と教育サービス協議会

TEL: 050-7530-3988 (平日10時～17時)

FAX: 03-3552-5402 E-mail: tekigo@jamote.jp



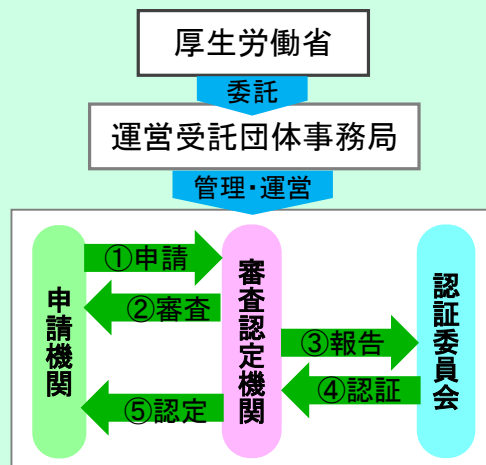
あしたを拓く人を創る

厚生労働省 人材開発統括官

ガイドライン適合事業所認定の審査・認定の概要

➤ 審査・認定の仕組み

- ① ガイドライン適合事業所認定の取得を希望する事業所は、申請要件を満たした上で、厚生労働省から委託を受けた審査認定機関に所定の申請書類等を提出します。（※申請には、審査認定機関が定める所定の審査認定料がかかります。）
- ② 申請書類等をもとに審査認定機関の審査員が書類審査を行います。書類審査の完了後、審査員が事業所を訪問し現地審査を実施します。現場確認や関係者ヒアリング等を行い、ガイドラインに示されている指針を満たしているかを判断し、認定の可否を決定します。
- ③ 審査認定機関は審査結果（認定の可否）を認証委員会へ報告します。
- ④ 審査認定機関による審査結果（認定の可否）を認証委員会が認証します。
- ⑤ 適合の場合には、審査認定機関から事業所へ認定証が付与されます。



➤ 申請から認定までの主な流れ

※印の段階においては、審査認定機関から申請機関へ書類の修正や追加提出、是正活動等を依頼する場合があります。

申請	審査認定機関を選ぶ	審査認定機関は複数あり、それぞれ特色がありますが、審査内容や手順は同じです。審査認定機関については公式Webサイトにてご確認ください。
	申請書類の作成～提出※	申請書類等を公式Webサイトよりダウンロードし、申請手順を確認の上、審査認定機関に提出して下さい。
	審査認定料の支払い	審査認定機関の指示に従い、金額・支払期限等をご確認の上、審査認定料をお支払い下さい。
審査	書類審査の実施※	提出された申請書類等を基に審査員が行います。書類審査の結果は審査認定機関より通知されます。
	現地審査日の確定	書類審査の完了後、審査認定機関と事業所とで日程調整を行い、現地審査日を確定します。
	現地審査の実施※	審査員が事業所を訪問し、現場確認や関係者ヒアリング等を行います。所要時間は3時間程度です。
認定	認定証の付与	認証委員会において審査結果の認証が完了した後、審査認定機関が認定証を付与します。

➤ スケジュール

（スケジュールは審査認定機関によって異なり、変更となる場合があります。）



➤ 申請要件

ガイドライン適合事業所認定の取得を申請するためには、申請要件を満たしていることが必要です。また、審査の対象範囲は事業所単位です。

（例）

1. 厚生労働省が定めたガイドラインを用いて、既に職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関であること。具体的には、自己診断表（ガイドライン適合事業所認定申請用）において、自己診断の結果が全て「◎」（できている）であること。ただし当該民間教育訓練機関において適用外である確認事項は除く。
2. 「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した人員を有していること。
3. 現在公的職業訓練を実施しているか、又は将来実施する計画があること。

この他の申請要件（4～10）につきましては、[公式Webサイト](http://www.minkan-guideline-tekigo.info)をご確認ください。

ガイドライン適合事業所認定の詳細については、下記をご確認ください。

[公式Webサイト](http://www.minkan-guideline-tekigo.info) <http://www.minkan-guideline-tekigo.info>